

平成29年（2016年）9月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成29年9月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年9月15日（金）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会 計 管 理 者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 中津畑正量 1番 大西瑞香

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**玉津充議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。議事運営上、議事日程の朗読は省略することにしたいと思っておりますので、ご了承ください。

---

**日程第 1**

**玉津充議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 中津畑正量君

1 番 大西 瑞香君

のご両名を指名します。

---

**日程第 2**

**玉津充議長**

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

**入江康仁総務産業常任委員長**

どうも皆さん、改めておはようございます。

ただいまから、平成29年9月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月6日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名出席のもとで開催いたしました。

説明のために出席した者は、財政課、農林水産課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

陳情第1号 紀北町議会の議員定数の適正化に向けた速やかな条例の改正を求める陳情書の議案2件、陳情1件、合計3件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まずはじめに、議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案の通り可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり財政課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、農林水産課所管分については、質疑といたしまして、歳出、11ページの林業施設費の林道・治山関係事業200万円は、台風5号で被害があったための修繕と聞いているが、場所や林道名について、もう少し詳しく説明してくださいという質疑がございまして、答弁といたしまして、林道・治山関係事業の200万円の増額については、修繕料200万円の増額であります。

8月7日の台風5号により、町管理林道5路線に小規模な被災が確認されましたので、これを修繕するものです。路線としては、野又越線、鍛冶屋又線、鍛冶屋又南線、下曾黒線、横山線の5路線です。そのほとんどが法面の小崩落、また路面の土砂流出です。

これら5路線で200万円を計上していますという答弁でございました。

次に、5路線のうち4路線が紀伊長島地区、横山線は海山地区ですが、紀伊長島地区

の被害が大きかったということですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回予算計上しているものは、紀伊長島地区が4路線、海山地区が1路線ですが、被害の多い少ないは、地区別というよりも、紀伊長島地区については、町管理の林道が多く、海山地区については、森林組合管理林道が多い状況です。

このことから紀伊長島地区4路線、海山地区1路線となったものと考えられますという答弁でございました。

次に、歳出10ページの農地費の土地改良施設維持管理適正化事業374万2,000円について、詳しく説明してください。また、有害鳥獣駆除事業では、現在、動物用焼却施設で、11頭が焼却されているようですが、倉庫はどれぐらいの大きさなのか教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、土地改良施設維持管理適正化事業については、374万2,000円の工事請負費の増額です。

この事業は事業費の30%を5年間で拠出し、事業年度に国が30%、県が30%、拠出金30%、合計90%が交付されるものです。

平成29年度については、当初は船津川排水機場の屋上防水修繕工事を予定していましたが、土地改良事業団体連合会と協議したところ、船津川排水機場の主エンジン分解整備工事の優先度が高いのではないかととの協議にいたり、船津川排水機場の主エンジン分解整備工事にふりかえるものです。

その工事請負費の差額である、374万2,000円を補正予算に計上しています。

次に、有害鳥獣駆除事業46万8,000円の増額については、工事請負費46万8,000円の増額です。

これは、平成28年度に整備した動物用焼却炉の操作を委託している地元自治会の方が、休憩等にも利用できる、倉庫兼休憩施設を整備するものであり、その大きさは約3mかける1.8mの、組み立てハウスのような倉庫を設置するものですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、有害鳥獣駆除事業の件については当初予算には計上されていませんでしたが、今回の予算要求については、地元自治会も大変喜んでいます。

また、土地改良施設維持管理適正化事業については、三浦・矢口の事業ではありませんが、また長期にわたる事業においても、国の負担や県の負担がある中、初めに負担割合をしっかりと決めて実施されるものなのか教えてくださいという質疑に対しまして、土地改良施設維持管理適正化事業は、国が30%、県が30%、拠出金が30%の負担割合の制

度となっており、今後もこの制度で事業が実施されるものと思いますという答弁でございました。

また、次に質疑といたしまして、歳出、10ページの農地費の一般土地改良事業について、山本地区、志子地区と聞いていますが、具体的にどのようなことを実施するのか説明してくださいという質疑がございました。

答弁といたしまして、一般土地改良事業672万3,000円の増額について、その内訳は、修繕料が262万1,000円の増額、工事請負費が410万2,000円の増額です。修繕料については、8月7日の台風5号などにより、用排水路や頭首工の堆積土砂の土砂撤去に要する費用であり、工事請負費については、山本地区の農業用排水路の整備工事及び、志子奥地区の農業用排水路の法面の修繕工事を予定しています。

山本地区の農業用排水路については、町道を横断している部分が損傷しており、現在のところ仮復旧的に鋼板を設置しており、その部分をボックスカルバートに改修するものです。

また、志子奥地区の排水路の法面修繕工事については、過去に整備した排水路の法面が損傷したため、コンクリートブロック積みに改修するものだという答弁でございました。

続いて、山本地区には農業用水路は現在でも存在していますかという質疑に対しまして、現在、山本地区の水利組合はありませんが、農業費に予算計上しているのは、元々農業用排水路であったため、建設課と協議した結果、まずは農林水産課で、復旧することとなり、今回予算計上しています。

なお、現在のところ農業用水路として利用されていないという答弁でございました。

以上のとおり、農林水産課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、危機管理課所管分について、質疑を終了いたしました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、陳情第1号 紀北町議会の議員定数の適正化に向けた速やかな条例改正を求める陳情書については、さらに慎重な審査が必要なため、閉会中の継続審査の申出を行うことに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された3案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

## 玉津充議長

次に、教育民生常任委員長 太田哲生君。

## 太田哲生教育民生常任委員長

平成29年9月議会定例会において、付託されました案件の審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会に付託されました案件につき、9月7日、木曜日、午前9時30分から、委員7人出席のもとで、1日間、第1委員会室におきまして開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分について

の議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

はじめに住民課所管分につきましては、

第17款 繰入金、第2項・特別会計繰入金、第2目・特別会計繰入金1,472万円の補正予算について説明がありました。これは、療養給付費の精算に伴う後期高齢者医療特別会計繰入金であります。

平成27年度の後期高齢者医療制度に係る、療養給付費負担金が確定したことに伴いまして、平成27年度分として、納付しすぎた金額を精算金として、返還されたものを一般会計繰入金として戻すものです。

後期高齢者医療特別会計につきましては、主な財源といたしまして、保険料と一般会計繰入金であります。後期高齢者広域連合に納付金を納付し、精算金として出てきたも

のをまた一般会計に戻す手続きが必要になりますのでこのような処理を行っているとの説明がありました。

質疑はありませんでした。

次に、学校教育課所管分につきまして、審査を行いました。

赤羽中学校のバス運行日数の増加について、質疑がありました。

答弁としましては、中学校になりますと、クラブ活動等で夏休み等に送迎する日数が増えますので、その分の委託料の増額によるものであります。運行日数につきましては、約80日増える見込みです。

要保護及び準要保護就学援助事業の補正予算について、質疑がありました。

答弁としましては、要保護及び準要保護就学援助事業につきまして、中学生の準要保護の新入学用品費の支給時期を、入学前に早めるためと、その補助単価を、国の補助単価に合わせるために、90万1,000円の増額をお願いするものです。

対象としましては、現在のところ、19人ほどが対象になると考えています。

今回、中学校のみ支給時期を早めましたのは、小学校につきましては、平成28年度から入学前の1万5,000円相当分の入学用品費の現物支給を、小学校入学時に行っていますので、この就学援助費の支給につきましては、所得の把握等も考えたところで、中学校のみにさせていただくものでございます。

小学校につきましては、これまでと同じように、7月の支給時期にさせていただきますが、1万5,000円相当の新入学用品の現物支給が、その代わりとなるのではと考えています。

要保護及び準要保護就学援助事業について、国の補助制度であります要保護に関する通達は届いています。

そこで今回、中学校のみ国の補助単価と合わせるため単価の増額となっています。

また、小学校につきましては、来年度、新入学用品費を国の補助単価に合わせ、増額したいと現在のところ考えています。

なお、国の要保護就学援助費補助金の新入学用品費の単価につきましては、小学校は2万470円が4万600円、中学校は2万3,550円が4万7,400円に増額となっています。

次に、生涯学習課所管分につきまして、審査を行いました。

集会施設管理運営事業のうち、若者センターの浄化槽のブロワの修繕料の補正予算について、質疑がありました。

答弁としましては、7月4日に故障の報告がありまして、バクテリアが死滅してしまうことから、実際には7月31日に既設予算内で流用して、修理は完了しています。この予算措置につきまして、この議会で補正予算を提出いたしました。

性能は、排出の口径が32口径、モーターが0.75kw、回転速度が1分あたり3,600回転となっています。169人槽のブロウになります。見積もりを取ったところ29万7,000円でした。これは元のブロウと同等の能力での設置となっています。

次に、スポーツ交流推進事業について、質疑がありました。

答弁としましては、美し国市町対抗駅伝の、紀北町チームのユニフォームですが、作成から10年が経過してしまっていて、傷むとともにサイズや数量が、現状の体格などに、合わないことも出てきましたので、補正予算に計上いたしました。ユニフォームは、選手に貸与して回収をしています。

質疑を終了し、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

追加説明、質疑はありませんでした。

委員から賛成討論がありました。内容としましては、平成28年度の精算により、交付金決定その他9,707万5,000円を、財政調整基金に積み立てることについて、来年度から予定されております、県広域化に向けての、保険料に対しての不安がありますので、この金額を、積立金として積むことにつき大いに評価し、賛成いたすものとの討論がありました。

採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第46号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

追加説明、質疑はありませんでした。採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

紀北町指定介護老人福祉施設基金からの繰入金が減り、繰越金が増えるなどの理由に

ついて、質疑がありました。

答弁としましては、平成29年度当初予算の編成時に、1,505万9,000円が不足していたため、紀北町指定介護老人福祉施設基金より繰り入れを行い、老人ホーム赤羽寮管理運営事業に、財源充当して予算編成を行いました。平成28年度決算により、1,189万6,000円の余剰金が発生したため、平成29年度紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金を、1,189万6,000円減額し、平成28年度決算による歳計剰余金として、1,189万6,000円を予算計上するものです。

質疑を終了し、採決に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第48号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

追加説明、質疑、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

追加説明としましては、利益の処分につきましては、平成24年に地方公営企業法の改正により、平成23年度決算から、条例制定で処分するか、議会の議決で利益の処分をするかの、法改正がございまして、当町では議会の議決によることとしております。

未処分利益剰余金のうち、減債積立金に積み立てる割合について、質疑がありました。

答弁としましては、平成24年に改正される前は、20分の1以上を積み立てる、という決まりがございまして、それが議会の議決によるという形で法の改正がされました。

現状ですが、そういう部分を踏襲いたしまして、現在の減債基金につきましては、20分の1以上ということで、その額を計算し、丸い数字で減債基金を積み立てています。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました、6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

## 玉津充議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第46号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

---

### **日程第3**

### 玉津充議長

次に、日程第3 閉会中の継続審査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員長より、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

ただいまから本件についての質疑に入りますが、継続審査の理由に対する質疑のみとなりますので、よろしくお願ひします。

それでは、継続の申し出の理由についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第1号について、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、賛成の方は挙手願ひします。

( 多 数 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手多数です。

したがって、陳情第1号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

## 日程第4

### 玉津充議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第4 議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第43号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第5**

**玉津充議長**

次に、日程第5 議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第44号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6

### 玉津充議長

次に、日程第6 議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の賛成討論を行います。

2018年度から始まる国民健康保険の都道府県単位化によって、大きく変わるのは都道府県が市町村とともに保険者となり、財政運営の主体となります。このことによって、国保の運営に関わる、お金の流れが変わるほか、国保に加入している町民被保険者の保険料がどうなるかが注目されております。

これまでも国保の保険料は高く設定され、加入者にとっては重い負担となっており、また保険者である市町にとっても、国保のお金の流れが、どうなるのかが、今、問題となっております。

法定外繰入の扱い、また普通調整交付金や前期高齢者交付金を、都道府県が受け取ることによって保険料に影響が出ます。激減緩和という点では、国が1,700億円を用意しておりますが、これは財政調整交付金と保険者努力支援分で、これについても都道府県と市町で配分をめぐって、協議がなされているところです。

2018年度の保険料の試算も3回行われました。大きい値上げはないようですが、予測が難しい中、大変厳しい状態が続いており、特定健診など保険者努力支援を、当町は頑張り、保険料を上げないよう努力しております。

その中で、何よりも財政調整基金を整えておくことが、最も重要だと言われております。当町の財政調整基金は、もう残金が1,000円となっております。法定外繰入残金など、今回の予算9,707万5,000円を積み立てて、基金が9,707万6,000円となります。このことは心配される制度改正による、保険料水準の激減を緩和するための重要施策として評価し、賛成いたします。

以上、私の賛成討論といたします。

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮ります。

日程第6 議案第45号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### **日程第7**

### 玉津充議長

次に、日程第7 議案第46号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第46号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第8

### 玉津充議長

次に、日程第8 議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

### 日程第9

#### 玉津充議長

次に、日程第9 議案第48号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発 言 する 者 な し )

#### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は

挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第10**

**玉津充議長**

次に、日程第10 議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 玉津充議長

ここで意見書案が提出されておりますので、追加議事日程配付のため、暫時休憩とします。配付漏れはありませんか。

ここで10時30分まで、休憩とします。

(午前 10時 11分)

---

### 玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

---

## 日程の追加

### 玉津充議長

お諮りします。

ただいま配付いたしました2件を追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、この2件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

---

## 追加日程第1

### 玉津充議長

追加日程第1 意見書案第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

を議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

東清剛君。

### 13番 東清剛議員

それでは、意見書案を朗読させていただきます。

意見書案第3号

平成29年9月15日

紀北町議会議長 玉津 充 様

提案者 紀北町議会議員 東 清 剛

賛成者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 紀北町議会議員 奥 村 仁

「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるも

のであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

#### 記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 玉 津 充

提出先としまして、

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 野田聖子様

農林水産大臣 齋藤 健様

環境大臣 中川雅治様

経済産業大臣 世耕弘成様

以上です。

#### 玉津充議長

以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

瀧本攻君。

#### 6番 瀧本攻議員

これ良いことだと思うんですけどもね、市町村が主体となって実施する、うんぬんとなって、個人住民税均等割ということは、地方税にこの税の賦課を求めていくのかと。交付税に求めないのかと。30年のですね、いわゆる税制大綱がほとんど決まってきました

た。150万までのパートうんぬんの問題もあります。

だけどこれ、均等割ということになるとですね、税務課長もよくご存知だと思うんですけども、いわゆる交付税の対象にならん方で、いわゆる住民税の均等割4,000円ですね、その人にもかけるということになるんで、これ国税のこと何も書いてないんですね。地方税にこの税を課していくんかということに対する、質問をしたいと思います。

### 玉津充議長

東清剛君。

### 13番 東清剛議員

瀧本議員の質問にお答えいたします。

現在、三重県も森と緑の県民税を、住民税の賦課されている方にはいただいております。そういう中で、今回は全般的に、国民の皆さんに対しての、広く負担をいただくという意味での国税になりますんで、同じようなことになろうかと、私は今、そのように受け止めております、ということです。

### 玉津充議長

瀧本攻君。

### 6番 瀧本攻議員

これは国税にならんと思うんですよ。住民税ですから、地方税です。国税じゃないですよ。国税はですね、所得税と消費税と、それから、なんていうんですか、消費税と所得税が一番トップ、その次に企業、法人税ですね。これ三本柱です。18兆、18兆、14兆、国税になぜ求めんのかと。

麻生副総理が言っておるように、いわゆる内部留保の400兆円に対してですね、0.5%でも森林税をかけてくれと。その企業はCO<sub>2</sub>を出しておるわけですから。日本かってCO<sub>2</sub> いうたって4%、全国、社会でいったら。アメリカと中国でだいたい50%出しておるのやから。日本はこれをですね、25%にしたってですね、アメリカの地方の微々たるもんですよ。

なぜ国税に、外形標準課税にですね、0.25%をかけんのか。0.1%をかけても、4兆円という金が出てくるんや。

なんで国税をうたわなんだと。そのへんが疑問でなりません。

というのは、やはり弱い人も均等にですね、支払わなければならないということは、消費税と同じことになってくるわけですよ。だと私は思います。

## 玉津充議長

東清剛君。

### 13番 東清剛議員

難しい税制の仕組みを、いろいろお教えいただきまして、それで、最終的には、住民税での賦課をされるんですけど、これを国に全部もっていきまして、その中で交付税的に配分されてくる。それで、とにかくこれの目的は、県民税は今の災害とかなんかでの使い方をやっていますけども、これは未整備の森林が、約30万haかな、ぐらいありまして、その手当のための資金を、皆さんに賦課していただこう。それが吸収源であって、国土の保全を守るための役割をするもんだと、私は理解しております。以上です。

それじゃもう1つあれですけど、まだその内容につきましては、今のところ、まだこれは意見書でありまして、この環境税を導入していただこうという、お願いの意見書なものですから、その辺をご理解いただきたいと思います。

## 玉津充議長

瀧本攻君。

### 6番 瀧本攻議員

環境税という税を設立するんだったらね、たばこ税やたばこ税と一緒に、国税でとるのが一番いいんですわ。酒税だとか、これ住民税でとるということはね、これはいかななものかと思えますよ。我々は90%以上が山や、CO<sub>2</sub>を浄化しとる、都会がCO<sub>2</sub>を出しておる、ヒートアイランド現象も起こっておる。

だから、国税の中にね、この前、30年度の税制大綱がありましたけどもね、これ入ってなかったですね。だから、そこまでおっしゃるんでしたら、森林家の方たくさんみえるんで、また、賢い人もおるんでね、やっぱり国税としてですね、国土を守るんやったら。国税とすべきだと思えますね。酒税だとかね、これやったら、いうたら地方税や。その辺のところ提案者、よく検討していただきたいなと思えます。

私はこれをですね、恒久税制にしてほしいわけですよ。それも国として、してほしいわけ。CO<sub>2</sub>というのは、国が言っとるわけです。だけど、とるのは地方税でとるわけでしょう。

これはちょっと、そこに私はですね、矛盾があると思えます。

## 玉津充議長

東清剛君。

### 13番 東清剛議員

瀧本議員のご意見、よくわかっております。今後、今のところ制度設計はとりあえず今後どのようにやっていくか。本来はね、もう少しわかってないといけないと思うんですけども、私も理解不足な面がございますので、申し訳ないですけど、今回はその税制を創設しようという意見書やもんですから、是非ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 玉津充議長

瀧本攻君。

### 6番 瀧本攻議員

何遍も言うようですけどもね、1週間ほど前にね、日本経済新聞に載っていましたわ。平成30年の、30年になるかどうかわからんわね、これはね。天皇陛下の在位の問題で、西暦でいわんならんかわからん。その時に、これが載ってないんですよ。

だから、その辺のともね、よく研究されて、税という問題はね、非常に複雑なんですよ。税務署がいうんだから、複雑やっていうて。

だから、その辺のところを、やっぱりここの地方の活性を図ろうと思ったら、これを国策としてやっていただくというふうに、私は持って行っていただきたいと思いますが。

だから、提案者の清剛議員にはですね、少々修正もしてですね、持っていかれたらどうかなと思うんですけども、私は賛成しますけどもね。だけど、これ地方税だけというのは、ちょっといかなものかなと思う。

### 玉津充議長

答弁よろしいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

全国森林環境税の創設に関する意見書案の反対討論を行います。

森林環境税は、地方自治体からの反発などが相次いだため、政府が平成29年度税制改正での導入を先送りした経緯があります。今回のこの意見書案は、この先送りされたものを、早期に実現するよう求める内容となっております。

平成27年12月に発表されました税制大綱の中では、森林吸収源対策として、必要な財源を都市・地方を通じ、国民に等しく負担を求め、市町村による森林整備等の財源に充てるとしております。三重県でも既に森林整備を主な目的として、みえ森と緑の県民税、個人では1,000円、法人では法人税の均等割額10%相当額、年間にすると2,000円から8万円が導入されておりますように、平成28年4月1日現在時点で、37の府県と横浜市で、既にこの税が行われております。

さらに国による森林環境税を導入すれば、県民にとっては二重課税になります。また、先ほどの質疑の中にもありましたように、所得の水準に関わらず一律の負担を求めることにも賛成できません。形を変えた消費税とも言えるものではないかという批判もあがっております。

森林・林業における地球温暖化対策は、既に導入されております、地球温暖化対策税を拡充し、大企業の製造責任、排出責任を問うルールを確立し、使途に森林吸収源対策を位置づけて、必要な財源を充てるべきと考え、今回の意見書案に反対いたします。

議員各位のご賛同をお願いして、私の反対討論といたします。

### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

奥村仁君。

### **3番 奥村仁議員**

それでは、全国森林環境税の創設に関する意見書に対する賛成討論をいたします。

この意見書は、当町のような山村地域の市町村による、森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保など、地球温暖化防止のみならず、国土の保全、地方創生等にもつながるものであり、喫緊の課題である財源の強化をしようとするものです。

紀北町は、町面積2万5,653平方キロ、そのうち山林の面積が2万2,976平方キロで、全体の89.6%が山林という町であります。大雨等による森林崩壊など、大きな被害も出ていることから、その影響は山林だけでなく、川や海までに達するものとなっております。当地域の林業は、日本農業遺産にも登録され、国内はもとより世界からも注目されるようになっております。今後も森林整備を継続していかなければなりません。

このような財源の確保により、手入れが行き届かない山林が増えることを防止し、それに携わる林業者を育て、地域の産業として従事する若者を増やすなど、地方創生としては地域にしっかり根付いた形として、真の勢いを取り戻していく政策にもつながると考えます。

人口減という不安を抱かえながら、森林整備を考えていかなければならない当町としても、直接財源として充てられる、このような制度の早期創設を求めるべきだと考えます。また、当町は全国森林環境税創設促進連盟に加盟、議会としても全国森林環境税創設議員連盟に加入していることから、この意見書については、提出すべきものとして、賛成すべきと考えますので、討論をさせていただきます。

賛成をよろしく願います。以上です。

### 玉津充議長

次に、反対討論される方ありませんか。

( 発言する者なし )

### 玉津充議長

次に、賛成討論される方ありませんか。

瀧本攻君。

### 6番 瀧本攻議員

やはり山を保全していかなと、当紀北町は存続が危ういと思います。税としては、地方税にするか、国税にするか、議論するところでございますが、今の税制の委員長は宮沢さんの弟さんかな、その前は、藤波さんの関係の人やった、野田毅さん。

けども、国税としては、30年度の税制大綱の中には、これは入っておりません。1週間前の日本経済新聞に載っておりました。私もこの税のことを言うというのは、自分のこと言って悪いのですけども、私、尾鷲法人会の税制委員長をさせていただいております。

それで県へ出て行きます。話が飛びますけども、150万円のいわゆる103万円の問題ですね。150万円に上げることも、この税制大綱に入っております。今度ね。

だから、厚生年金だとか、いわゆる健康保険だとかいうのが、これ増額になると思います。

だから、私が言いたいのは、日本の政治というのは、どっちかいうたら、ドラスチックにやるところじゃないんですね。だいたい4、5年かかるんですよ、申請してね。だ

から意見書は出すべきだと思うんです。

だけども、やはり時代が、非常にスピード感があります。そのスピード感の中にあつてですね、森林をお持ちの方、また我々行政の方はですね、やっぱり熱意を持ってですね、国の税制委員会にですね、そういう人をですね、委員に入れてもらうようにせんと、ほとんどの方は、私が見とる限りは、大企業の社長さんばっかです。今は確かね、セイコーの社長が法人会の会長ですね。

だけど、大阪、関西7県は、全国の法人会に入っておりません。サントリーやとか、竹中やとか、工務店とかね、いろいろちょっとあっちこっちいきましたけども、この出すことについてはですね、もっと強い口調で出すように、来年も出てくると思うかわからんし、来年というんかな、来期ね、もうちょっと清剛議員にも、私も勉強しますんで、1つ町が良くなるように、もう1つ言えることはね、55年ぐらい前にですね、カツオ船は全部木造だったんですよ。

それで、東紀州のですね、大分県の臼杵の造船所、東紀州造船から39tの木造船を持ってきたんですね。その当時、5,000万円でできました。それで、計器類もなかった。それで、売上高も5,000万円あった。たがら、非常にサイクルが回っておったんですね。

だけど、今プラスチックやとか、アルミにかわつとる。プラスチックやったら、これ害になる。自然破壊になってくる。木造だったら、漁礁になる。そういういろんなこともあるんでね、やはり木造の振興をせんとですね、これ日本はですね、やっぱり滅びてしまうというんか、木造のところに住んどる人口がですね、ますます過疎になっていくと思うんで、その辺を提案者の清剛議員に、1つふんどしを締めて、かかっていたきたいと思います。

以上で、賛成の討論をさせていただきます。

## **玉津充議長**

次に、賛成討論される方はありませんか。

大西瑞香君。

### **1番 大西瑞香議員**

賛成の立場から討論させていただきます。

この意見書の中にもありますように、地方の山間部では、高齢化や人材不足などで、間伐など森林の手入れが行き届かず荒廃が問題になっております。当町においても、緊急の課題であります。大規模災害の懸念される近年、特にハード面での安定した森林整

備が必要であります。

今後、山間部地域では、市町村は財政支援での対応する必要が出てまいります。傾斜のきつい山林では、チェーンソーでの手作業による伐採が主となり、安定的な人材確保、財政源が必要であります。公的な管理の強化を図るためにも、当町においても、山林保全、山林対策にも必要な税制改正であります。

よって、国策である税制改正も含め、この意見書に賛成といたします。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

#### **玉津充議長**

次に、賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

#### **玉津充議長**

挙手多数です。

したがって、意見書案第3号については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### **追加日程第2**

#### **玉津充議長**

次に、追加日程第2 意見書案第4号 道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長 入江康仁君。

#### **入江康仁総務産業常任委員長**

それでは、意見書案第4号について、説明させていただきます。

紀北町議会議長 玉 津 充 様

総務産業常任委員長 入 江 康 仁

道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

趣旨説明は、朗読に代えさせていただきます。

道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)

道路は、地域住民の安全で安心な暮らしの確保や、生産性向上による持続的な経済成長の実現に、必要不可欠な社会基盤である。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この特別措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

本町においては、魅力ある地域づくりを通じて地域の人口減少に歯止めをかけるため、地方創生の実現に全力で取り組んでいるところである。中でも道路整備は、住民ニーズが高く、今後も強力に推進していく必要がある。現在、道路整備の多くに交付金等を活用しており、補助率等の嵩上げが廃止されると整備のための財源が不足し、住民ニーズを踏まえた真に必要な道路整備に大きな影響を及ぼすことになる。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 玉 津 充

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

国土交通大臣 石井啓一様

以上でございます。

#### 玉津充議長

以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

( 多数挙手 )

#### **玉津充議長**

挙手多数です。

したがって、意見書案第4号については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### **玉津充議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月5日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、

上程いたしました案件につきまして、原案どおり可決賜わり、誠にありがとうございました。

本定例会は、私の任期内といたしましては、最後の定例会となりました。ふり返りますと、平成25年11月13日、町民の皆様からのご支援を賜わり、2期目の町政を担わせていただき、議員各位や住民の皆様方のご理解と、ご指導、ご協力のもと、第1次総合計画、後期基本計画や諸課題に全力で取り組み、推し進めることができましたことを、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

残る任期につきましても、引き続き努力を重ね、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～であり続けられるよう、町政に邁進してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、残暑の中にも、秋の足音が感じられる季節となりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意をいただきまして、実り豊かな秋となりますようお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

### **玉津充議長**

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

平成29年9月紀北町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、9月5日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを、心から御礼申し上げます。

なお、決算認定を審議するため、決算特別委員会が設置されました。委員各位の今後の慎重なる審議を望むものであります。

それでは、これもちまして、平成29年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 11時 08分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 中津畑正量

紀北町議会議員 大西瑞香